

広島県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年七月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

飯田吉行線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町寺家字力萬六一〇番一地从 から 東広島市西条町寺家字力萬六一八五番三地从 まで			四三・〇〇 六四・〇〇	二〇・五〇 二〇・五〇	幅員減少 不用物件延長 二〇・五〇メ ートル